

## IFRS 第 10 号の支配概念の具体的な適用

- 議決権の過半数に満たない場合の取扱い -

## 1. 概要

- 連結プロジェクトでは、最初に、我が国の連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか（2009 年 2 月論点整理参照）、すべての会社とするかを検討することとしている。それらの検討を行うにあたっては、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号の差異、仮に IFRS 第 10 号の考え方を採用した場合の影響度合いを概括的に把握することが必要となる。

したがって、特別目的会社専門委員会では、それらの重要な差異を個別に取り上げて内容を確認し、その比較検討を行っている。

- この重要な差異に該当する個別項目としては、主として次のようなものがある。

議決権の過半数に満たない場合の取扱い

潜在的議決権

議決権が支配の決定的要因とならない場合の取扱い

代理人の取扱い

本資料では、上記のうち、    に焦点を当てて検討している（緊密な者、同意している者の取扱いについての追加検討を含む）。それ以外の項目については、次回以降取り上げることとしたい。

- 議決権が過半数に満たない場合の取扱いの検討に際しては、IFRS 第 10 号の適用指針におけるパワーの評価に関する部分及び関連する論点として、他の当事者との関係についての定めが特に関係する（以下の網掛けを付した部分）。

適用指針の構成	条項
(1) 目的及び設計	B5-B8
(2) パワー	B9-B54
● 関連性のある活動及びその指図	B11-B13
● パワーを与える権利（実質的な権利、防御的な権利）	B14-B33
● 議決権（過半数を伴わない場合、潜在的議決権等）	B34-B50
● 議決権等が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合のパワー	B51-B54
(3) 変動リターンに対するエクスポージャー又は権利	B55-B57
(4) パワーとリターンとの関係（代理人関係）	B58-B72
(5) 他の当事者との関係	B73-B75
(6) 特定資産の支配	B76-B79

2. IFRS 第 10 号における取扱い

- IFRS 第 10 号では、支配の判定に際し、パワーの要素の有無の検討が必要となる。
- 投資者は、投資先の関連性のある活動を議決権を通じて指図している場合、適用指針における「議決権」のセクションにおける指針（B35～B50 項）を考慮する必要がある（B34 項）。当該セクションは、次の項目から構成されている。
  - ◇ 議決権の過半数を伴うパワー（B35 項）（資料(2)-1 参照）
  - ◇ 議決権の過半数であるがパワーがない場合（B36-B37 項）（資料(2)-1 参照）
  - ◇ 議決権の過半数を伴わないパワー（B38-B50 項）

- 議決権の過半数を伴わないパワーについて、投資者は、過半数を有していなくとも、次を通じてパワーを有する可能性があるとしている（B38 項）。

投資者と他の議決権保有者との間の契約上の取決め<sup>1</sup>

他の契約上の取決めから生じる権利<sup>2</sup>

**投資者の議決権（下記で検討）**

潜在的議決権（ 次回以降の専門委員会で取り上げ予定）  
から の組合せ

（投資者の議決権）（B41-B50 項）

- 議決権の過半数に満たない場合であっても、関連性のある活動を一方的に指図する実際上の能力（the practical ability to direct the relevant activities unilaterally）がある場合、パワーを得るのに十分な権利を有す（B41 項）。
- 投資者の議決権がパワーを得るのに十分か否かは、次の項目を含む、あらゆる事実と状況を考慮する必要がある（B42 項）。

（適用指針 B42 項）

(a) 他の議決権保有者の保有の規模及び分散状況と比べた投資者の議決権保有の相対的な規模。次の点に留意する。

(i) 投資者が有する議決権が多いほど、投資者が関連性のある活動を指図する現

<sup>1</sup> 投資者自身ではパワーを得るのに十分な議決権を有していなくても、投資者と他の議決権保有者との間の契約上の取決めによって、パワーを得るのに十分な議決権を行使できる権利を投資者が得る可能性がある。ただし、契約上の取決めにより、投資者が関連性のある活動に関する決定を行うことができるよう、投票方法について、投資者が他の議決権保有者を十分に指図できるようにしている場合もある。（B39 項）

<sup>2</sup> 他の意思決定権は、議決権との組合せにより、関連性のある活動を指図する現在の能力を投資者に与え得る。例えば、契約上の取決めで定められた権利と議決権との組合せにより、投資先の製造工程の一部を指図できるか又は投資先のリターンに重要な影響を及ぼす投資先の他の営業又は財務活動を指図できる現在の能力を投資者が十分に得られる場合もある。ただし、投資者に対する投資先の経済的依存（供給業者の主要顧客との関係等）だけでは、投資者が投資先に対するパワーを有することにはならない。（B40 項）

在の能力を与える既存の権利を有している可能性が高い。**絶対的な割合**

(ii) 投資者が有する議決権が、他の議決権保有者と比べて相対的に多いほど、関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している可能性が高い。**相対的な割合**

(iii) 投資者よりも多数の票を得るために一緒に行動することが必要になる当事者が多くなるほど、投資者が関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している可能性が高い。**分散の程度（組織化）**

(b) 投資者、他の議決権保有者又は他の当事者が保有している潜在的議決権（B47 項から B50 項参照）

(c) 他の契約上の取決めから生じる権利（B40 項参照）

(d) 意思決定を行う必要があるときに関連性のある活動を指図する現在の能力を、投資者が有していること又は有していないことを示す追加的な事実及び状況（過去の株主総会における投票パターンを含む）。

- 次のすべての状況がある場合、上記の(a)から(c)の要素の考慮のみで、投資先に対するパワーを有しているかどうかは明らかでない場合もある（「事実上の支配」）（B43 項、B44 項）

◇ 関連性のある活動の指図が多数決で決定される

◇ 投資者が他の議決権保有者又は組織化された議決権保有者グループよりも著しく多くの議決権を保有している

◇ 他の株式保有が広く分散している

**参考資料(1)の以下の適用例を参照。**

議決権の過半数に満たない場合のパワー1（B43 項 事例 4）

（48%保有し、他の株主が広く分散している場合（1%以下））

議決権の過半数に満たない場合のパワー2（B43 項 事例 5）

（40%保有し、他の株主は 12 名のみだが、経営者の選解任権等を有する場合）

議決権の過半数に満たない場合のパワー3（B43 項 事例 6）

（45%保有し、他に 26%保有する株主が 2 名いる場合）

- ただし、上記(a)から(c)だけで決定的とならない場合もある。その場合、パワーの有無を示唆する次のような追加的な事実及び状況を考慮する（B45 項）

・過去の株主総会における投票パターン

・追加的な証拠を提供する可能性がある要因（factors）（B18 項） **より重視**

(a) 関連性のある活動を指図する経営幹部の任命・承認

(b) 投資者の利益のための重要な取引の実行の指図（又はその変更の拒否）

- (c) 統治機関のメンバーの選任手続（又は他の議決権保有者の委任状獲得）の左右
- (d) 経営幹部が、投資者の関連当事者
- (e) 統治機関のメンバーの過半数が、投資者の関連当事者
- ・追加的な証拠を提供する特別な関係の指標（ indicators ）( B19 項 )
  - (a) 経営幹部が、投資者の現在又は以前の従業員
  - (b) 投資先の事業が、投資者に依存
  - (c) 投資先の活動の相当部分が、投資者に関係（又は投資者のため実施）
  - (d) リターンへの投資者のエクスポージャーが、議決権に比べて不相応に大きい
- ・追加的な証拠を提供するリターンの指標（ indicators ）( B20 項 )
  - (a) リターンの変動性に対する投資者のエクスポージャーが大きければ大きいほど、投資者がパワーを得るのに十分な権利を獲得しようとするインセンティブは大きくなる

**参考資料(1)の以下の適用例を参照。**

- 議決権の過半数に満たない場合のパワー4（ B43 項 事例 7 ）  
（ 45%保有し、他の株主は 11 名のみで必ずしも広く分散していない場合 ）
- 議決権の過半数に満たない場合のパワー5（ B43 項 事例 8 ）  
（ 35%保有し、他の株主は分散。最近の株主総会の投票は 75%の場合 ）

- これらの要因を考慮した上で、それでも投資者がパワーを有しているかどうか明らかでない場合には、投資者は投資先を支配していない。（ B46 項 ）

3 . IFRS 第 10 号の経緯・背景

別紙 1 参照

4 . 日本基準における取扱い

- 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（連結会計基準）における子会社の範囲（第 7 項）の要旨。
  - (1) 議決権の過半数の所有の場合
  - (2) 議決権の 40%以上 50%以下の所有、かつ、次のいずれかの場合
    - 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて過半数の所有となること
    - 「役員」・「使用人」・「役員又は使用人であったもので財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることができるもの」が、当該企業の取締役会その他これに準ずる機関の過半数を占めていること
    - 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合
    - 資金調達額の総額の過半について融資（債務保証、担保提供を含む。）を行

っていること

その他、他の企業の意味決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

- (3) 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、2の から までのいずれかの要件に該当する場合

- 他の株主の規模や行動に基づく支配の判定という観点からは、我が国の連結会計基準の適用指針においても、サイレントな株主がいる場合の定めがある。ただし、当該定めは、支配を推測することを妨げないとする容認規定であり、他の株主の保有割合の相対的な規模や分散状況に基づく支配の評価は要求されてはいない。

（連結会計基準適用指針 14 項抜粋）

... なお、当該他の会社の株主総会において、議決権を行使しない株主（株主総会に出席せず、かつ委任状による議決権の行使も行わない株主をいう。）が存在することにより、その有効議決権に対し、自己が過半数を占める状態が過去相当期間継続しており、当該事業年度に係る株主総会においても同様と考えられるときには、意思決定機関を支配していると推測することを妨げないものとする。

## 5. 米国基準における取扱いと検討状況

- 米国では、議決権を伴う企業（voting interest entity）については、通常、他の企業の議決権又は類似の権利の 50%超を保有している場合に、当該企業を連結する<sup>3</sup>。したがって、基本的には、事実上の支配のようなモデルを採用していない。
- FASB は、1999 年 2 月に ED「連結財務諸表：目的及び方針」を公表し、多くの議決権持分を有し、他の当事者又は組織化された当事者グループが重要な議決権持分を有していなければ、支配について反証可能な推定規定を置くことを提案した。しかし、関係者からその運用可能性等について懸念が寄せられ、最終基準化に至らなかった。
- FASB は、2009 年 10 月以降、IASB との間で、連結に関する共同の審議を行っていた。しかし、2010 年 11 月の米国における円卓会議を経て、IASB の決定に米国関係者が強く反対していることなどを踏まえ、検討の結果、2011 年 1 月に、次を決定している。
  - (a) 議決権を伴う企業（voting interest entities）と変動持分事業体（variable interest entities）の双方に適用されることになる単一の支配に基づく連結モデルの開発を行わない。
  - (b) 「実質的支配（effective control）」の概念を導入するための議決権を伴う企業の連結に関連する指針の修正を行わない。他の株主の所有と比較した企

<sup>3</sup> FASB-ASC Topic 810-10。会計基準のコード化前は、ARB 第 51 号「連結財務諸表」（SFAS 第 160 号「連結財務諸表中の非支配持分 - ARB 第 51 号の改訂 - 」による修正後）で提供されていたもの。

業の少数株主の議決権の所有や他の株主の分散状況は、それ自体、企業のパワーに決定的なものでない。

- (c) 潜在的議決権（オプションや転換金融商品）を、他の議決権を伴う企業を支配しているかどうかについての報告企業の分析に取り入れない。

## 6. 比較検討

### (1) 日本基準

- 我が国では、緊密な者や同意している者の考え方をを用いることにより、議決権の過半数に満たない場合であっても事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが既に広く採用されている。
- 上記 4 のとおり、支配力基準の適用に際しては、議決権比率が 50% 以下の場合であっても、議決権の多寡が重要な要素であると考え、議決権比率 40% で線引きを行い、その前後で取扱いを変えている。議決権が過半数に満たない場合における支配の判定の困難性からは、このような明確な線引きを行うことにより、支配力基準の適用について、一定の運用可能性が確保されてきた側面があると考え。
- 一方、このような線引きは形式的な要件に基づく運用であるともいえ、次のような懸念も聞かれる。
  - 議決権の過半数に満たない場合、緊密な者や同意している者の議決権を加算して過半数とならないと子会社に該当しない（特に議決権の保有が 40% に満たない場合）とされ、事実上の支配があると判断すべき場合であっても連結されないことがあり得る。
  - 反対に、自らが議決権を全く保有していない場合であっても、緊密な者や同意している者の議決権を加算して過半数となり、かつ、一定要件を満たす場合、実態として支配を行っていないような場合であっても、子会社に該当するとされる可能性があり、連結上の資産・負債が過大となっている可能性もある。
  - 緊密な者・同意している者以外の要件（上記 4(2) ~ の要件）についても、例えば、資金調達額の総額の過半数の要件など、形式的なルールの側面もあり、その要件自体で、子会社かそうでないかの線引きを作りやすい

### (2) IFRS 第 10 号

- IFRS 第 10 号では、他の企業の活動を指図する契約上の権利だけでなく、活動を指図する現在の能力（current ability）を有している場合には、支配が存在し得ると考えられており、他の株主の保有割合の相対的な規模や分散状況に基づき、自らの支配の有無が決定される場合があり得、評価が必要とされている。

- このような考え方については、他の株主が分散していない場合と、広く分散している場合とでは、後者のほうが報告企業にとって、より排他的なパワーを有しうると考えられ、したがって、他の株主が広く分散し、組織化されていない場合に、報告企業が支配している場合があり得るとすることは理解可能な取扱いであるとも考えられる。
- これに対し、運用可能性という面では、米国における検討過程においても懸念されていたように、IFRS 第 10 号の取扱いについては、以下のような懸念も聞かれる。

他の株主の保有割合や分散状況によって自らの支配（活動を指図するパワー）の有無が変動することとなるが、その場合、支配喪失時の損益計上など直感に反する会計処理が生じ得る。

他の株主が広く分散しているかどうかや、他の株主が優位に議決権行使できるよう組織化されていないかどうかを評価することは著しく困難な可能性がある。

（例えば、名義株の場合や投資ファンドを介して保有されている場合など、その真の所有者を特定して他の分散状況を確認することは非現実的である。）

7. 追加検討

緊密な者、同意している者の取扱いと IFRS 第 10 号の取扱いの比較

- 上記について、前回の専門委員会で取り上げた過半数に満たない場合の取扱いに関連する論点として、以下で比較検討を行っている。

前回の検討内容と合わせ、緊密な者、同意している者の取扱いと、IFRS 第 10 号における事実上の代理人の取扱いの相違について、ご意見を伺いたい。

(1) IFRS10 適用指針

- IFRS 第 10 号では、他の当事者が投資者との間に何らかの関係があり、「事実上の代理人 (de fact agent)」にあたる場合、当該代理人の意思決定権及び変動リターンに対するエクスポージャー（又は権利）を、自らのものとともに、直接保有しているかのように考慮する必要がある、としている。（B73、B74 項）

- このような事実上の代理人として行動している可能性がある例として、次が挙げられている（B75 項）。

- (a) 投資者の関連当事者（IAS 第 24 号で定義）<sup>4</sup>
- (b) 投資先に対する持分を投資者から出資又は借入として受け取った者
- (c) 投資先に対する持分を投資者の事前の承認なしに売却、譲渡又は抵当権の設定を行わないことに同意した者  
（ただし、当該投資者と当該他の当事者が事前承認の権利を有し、その権利が、

<sup>4</sup> 関連当事者とは、財務諸表を作成する企業（報告企業）と関連のある個人又は企業をいう。（IAS 第 24 号第 9 項）

- (a) 個人又は当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には報告企業と関連がある。
  - (i) 報告企業に対する支配又は共同支配を有している。
  - (ii) 報告企業に対する重要な影響力を有している。
  - (iii) 報告企業又は報告企業の親会社の経営幹部の一員である。
- (b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、報告企業と関連がある。
  - (i) 当該企業と報告企業が同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社及び兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
  - (ii) 一方の企業が他方の企業の関連会社又は JV（又は、他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社又は JV）である。
  - (iii) 双方の企業が同一の第三者の JV である。
  - (iv) 一方の企業が第三者企業の JV であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
  - (v) 当該企業が報告企業又は報告企業と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。報告企業そのものがそのような制度である場合には、拠出している事業主も報告企業と関連がある。
  - (vi) 当該企業が(a)に示した個人に支配又は共同支配されている。
  - (vii) (a)(i)に示した個人が当該企業に対する重要な影響力を有しているか、又は当該企業（若しくは当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。

自発的な独立の当事者が相互に合意した条件に基づいている場合を除く）

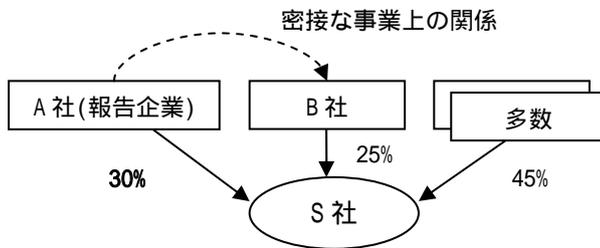
(d) 投資者からの劣後的な財政支援なしでは営業活動の資金を調達できない者

(e) 統治機関のメンバーの過半数又は経営幹部が投資者と同じである投資先

(f) 投資者と密接な事業上の関係（専門サービスの提供者とその重要な顧客の一人と いった関係など）を有する者

- したがって、例えば、以下の例で、B が報告企業 A の「事実上の代理人」に該当すれば、報告企業 A は、B 社の議決権 25%を、自らの議決権 30%とともに、直接保有しているかのように考慮し（議決権 55%の保有）支配を判定することになる。

（例）



- ただし、「事実上の代理人」に該当するのは、投資者が当該他の当事者に対して、自らのために行動するよう指図する能力を有している場合とされている。（B74 項）  
これは、支配の定義におけるパワーの要素と類似した定義であり、上記の例では、A 社が A 社のために行動するよう B 社に対して指図する能力を有している必要がある。

**他の当事者との関係**

B73 支配の判定をする際に、投資者は、他の当事者との関係の性質と、当該他の当事者が投資者のために行動しているかどうか（すなわち、「事実上の代理人」であるかどうか）を検討しなければならない。他の当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの判定には、判断が必要であり、当該関係の性質だけではなく、それらの当事者間の相互関係及び投資者との相互関係がどのようなものであるかを考慮する。

B74 このような関係は、契約上の取決めを伴っている必要はない。ある当事者が事実上の代理人となるのは、投資者（又は投資者の活動を指図する人々）が、当該当事者に対して投資者のために行動するよう指図できる能力を有している場合である。こうした状況では、投資者は、投資先に対する支配の判定をする際に、事実上の代理人の意思決定権及び変動リターンへのエクスポージャー又は権利を、投資者自身のものとともに、あたかも投資者が直接保有しているかのようにして、考慮しなければならない。

（IFRS と米国会計基準の異同）

- 米国会計基準にも類似の当事者の例示が設けられている。FASB-ASC Subtopic 810-10

では、VIE のガイダンスの中で、関連当事者とみなされる当事者として次を挙げている。

**810-10-25-43** VIE の Subsection の目的上、関連当事者の用語には、Topic 850 で識別された当事者及び変動持分保有者の事実上の代理人 (de facto agent) 又は事実上の本人 (de facto principal) として行動しているその他の当事者が含まれる。以下のすべてが、報告企業の実事実上の代理人になるとみなされる。

- (a) 報告企業からの劣後的な財務支援なしでは営業活動の資金を調達できない者。例えば、報告企業が主たる受益者である他の VIE など。
- (b) VIE の持分を出資又は借入として報告企業から受け取った者
- (c) 報告企業の役員、従業員又は統治機関の構成員
- (d) VIE に対する持分を報告企業の事前承認なしに売却、譲渡又は抵当権の設定を行わないことに同意している者。事前承認の権利は、当該権利がそれらの持分の売却、譲渡又は抵当権の設定を通じて、VIE に対する持分からの経済的なリスクを管理し、経済的な報奨を実現する他の当事者の能力を制限し得る場合にのみ、事実上の代理人関係を生み出す。しかしながら、事実上の代理人関係は、報告企業と当該他の当事者の双方が事前承認の権利を有し、当該権利が自発的な独立の当事者が相互に合意した条件に基づくものである場合には存在しない。
- (e) 専門的なサービス提供者とその重要な顧客の一人といった関係のように密接な事業上の関係を有する当事者

- IFRS 第 10 号における例示は、「統治機関のメンバーの過半数」という当事者の定めを除き、米国の内容と揃えるものとなっている<sup>5</sup>。
- ただし、IFRS は、すべての企業に対する指針であるのに対し、米国会計基準は、変動持分事業体 (VIE) を対象とするもので、議決権を伴う企業 (voting interest entity) には適用されない。
- また、例示に該当する当事者を常に事実上の代理人と考えるかどうかについても、両者の定めは異なる。米国会計基準における VIE に関するガイダンス (Subtopic 810-10) で提供されている関連当事者については、支配の判定に際して、常に考慮することとされている。  
一方、IASB は、例示に挙げた当事者が、常に投資者のために行動する、又は決してそうしないと仮定することは適切でない<sup>6</sup>とし、関係の性質を検討し、当該当事者が投

<sup>5</sup> IFRS 第 10 号では、取締役会 (又は統治機関) の過半数が報告企業のもと同じであることを求めることとしている。Subtopic 810-10 は、そのような取締役会を有する投資先は、既に挙げられている当事者のいずれかにより事実上の代理人になるとされている。

<sup>6</sup> 2010 年 3 月 IASB スタッフ・ペーパー 8D では、常に投資者のための行動することが適切とならない可能性のある例として、「一部の関連当事者 (特に、関連会社、ジョイント・ベンチャー及び一部の年金制度) は、報告企業によって支配されていない。それらの当事者は、報告企業の望みに従って行動する義務のない他の当事者によって支配され得る (かつ、それが企業の投資家や株主にとって不利となる場合には、報告企業の望みに従って行動することが妨げられる可能性がある。)」とされている。

資者のために行動するように指図する能力を投資者（又は投資者の活動を指図する当事者）が有している場合に「事実上の代理人」となると結論付けている。（BC143 項）

(2) 日本基準

- 緊密な者<sup>7</sup>、同意している者<sup>8</sup>が存在する場合には、その所有する議決権の数は、他の会社が子会社に該当するかどうかの判定に際して用いられる他の会社の議決権の所有割合を算定する際に考慮される。
- 緊密な者、同意している者に該当するかどうかは、次の指針を参照して判断することになる。

**緊密な者（適用指針 9 項）**

緊密な者に該当するかどうかは、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断する。例えば、次に掲げる者は一般的に緊密な者に該当するものと考えられる。

- (1) 自己（自己の子会社を含む。以下(7)までについて同じ。）が議決権の 100 分の 20 以上を所有している企業
- (2) 自己の役員又は自己の役員が議決権の過半数を所有している企業
- (3) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている当該他の企業
- (4) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数（過半数に満たない場合を含む。）を占めている当該他の企業
- (5) 自己が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている企業（金融機関が通常取引として融資を行っている企業を除く。）
- (6) 自己が技術援助契約等を締結しており、当該契約の終了により、事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる企業
- (7) 自己との間の営業取引契約に関し、自己に対する事業依存度が著しく大きいこと又はフランチャイズ契約等により自己に対し著しく事業上の拘束を受けることとなる企業

なお、上記以外の者であっても、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することに留意する必要がある。

また、自己と緊密な関係にあった企業であっても、その後、出資、人事、資金、技術、取引等の関係について見直しが行われ、自己の意思と同一の内容の議決権を行使するとは認められない場合には、緊密な者に該当しない。

<sup>7</sup> 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

<sup>8</sup> 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者

(3) IFRS と日本基準の取扱いの比較

**定義の異同**

- 緊密な者は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」である。  
一方、IFRS 第 10 号の事実上の代理人は、投資者のために行動する当事者であり、両者の概念は類似している。

**緊密な者 / 事実上の代理人に該当するかどうかの判断規準の異同（例示も含む）**

- 緊密な者又は事実上の代理人について、日本基準と IFRS 第 10 号とでは、相違はあるものの概ね類似した例を示している。また、緊密な者又は事実上の代理人に該当するかどうかの判断規準は、日本基準と IFRS 第 10 号で、文言上、類似した定めを設けている。
- 緊密な者に該当するかどうかは、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められるか、実質的に判断するとされている。  
一方、IFRS 第 10 号では、両者の関係の性質を検討し、投資者が当該他の当事者に対して、自らのために行動するよう指図する能力を有している場合に、「事実上の代理人」に該当するとしている。
- 例示については、日本基準では、「一般的に緊密な者に該当するものと考えられる」者の例として示しているのに対し、IFRS 第 10 号では、「事実上の代理人として行動している可能性がある例」として示し、結論の根拠において、例示が常に事実上の代理人となると結論付けることは適当でない、と説明されている。

**緊密な者 / 事実上の代理人に該当する場合の取扱いの異同**

- ある当事者が、自らの「緊密な者」または「事実上の代理人」に該当するとされた場合、支配の判定に際して、具体的にどのように取り扱われるか、日本基準と IFRS 第 10 号で相違がみられる。
- 日本基準では、自らの議決権が 40%以上か 40%未満かで、「緊密な者」に係る支配の判定過程が別々に定められている。

議決権の 40%以上 50%以下の所有、かつ、次のいずれかの場合

- イ) 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて過半数の所有となること

- ロ) 「役員」・「使用人」・「役員又は使用人であったもので財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることができるもの」が、当該企業の取締役会その他これに準ずる機関の過半数を占めていること
- ハ) 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合
- ニ) 資金調達額の総額の過半について融資（債務保証、担保提供を含む。）を行っていること
- ホ) その他、他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、 のイからホまでのいずれかの要件に該当する場合

- 一方、IFRS 第 10 号は、「事実上の代理人（de fact agent）」の意思決定権及び変動リターンへのエクスポージャー又は権利を、自らが直接保有しているかのように、自らのものと共に考慮するとされている。

以上

別紙１：過半数に満たない場合の取扱いに関する IFRS 第 10 号の経緯・背景<sup>9</sup>

- 公開草案 ED10「連結財務諸表」では、議決権が過半数を有していない場合であっても、次のすべてに該当する場合、他の企業の活動を指図するパワーを有するとしていた。
  - 議決権を保有する支配的な株主（dominant shareholder）である
  - 議決権を保有する他の株主が広く分散している
  - 当該他の株主が、議決権を行使する際に支配的な株主を上回る議決権を得るような積極的な協力をするように組織化されていない
  
- これについて、ED10 に対するコメントでは、契約上の権利を有しない場合に支配が生じることについて次のような懸念も寄せられた。（BC100-102 項）
  - 議決権の過半数を有せず、契約上の権利もない状況では、他の企業の活動をあらゆる場面で指図できるような疑う余地のない権利（unassailable right）を企業は持っておらず、必ずしも他の当事者の行動を阻止できない。
  - 企業のコントロール外の事象（他の株主の株式保有の状況など）で、自らの支配の評価が頻繁に変更されることになる恐れがあり、他の株主の行動に依存するようなパワーの定義とすべきではない。
  
- しかしながら、IASB では、次の理由から、パワーを、活動を指図する契約上（法律上）の権利ではなく、活動を指図する現在の能力（current ability）を有することであると結論付け、その能力は権利から生じるものとした。
  - 活動を指図する契約上の権利に限れば、契約上の権利なしに、他の企業を支配していると考えられる状況が無視されるような機会を生むことになる。
  - 議決権の過半を有せず、契約上の権利も有しない場合であっても、投資者が投資先を支配可能な状況はあり得る。
  - 何らかの線引きを設けることは、不適切な連結の結論を導く可能性がある。
  - 「能力」モデルとすることで、他の当事者が保有する権利も自らの能力に影響を及ぼすか考慮することが明確となり、潜在的議決権や解任権の考慮も含め、すべての企業に首尾一貫して適用できる。（BC106 項）
  
- ED10 に対するコメントには、次のような ED10 の提案の明確化を求める意見もあった。（BC103 項）
  - 提案内容では、投資先に対して低い割合の議決権（例えば、10%や 15%）しか有していない場合であっても、単純に残りの株式所有が広く分散しているか又は株

<sup>9</sup> IFRS 第 10 号結論の根拠 BC98 項から BC111 項と、過去の審議の状況を参考に、要旨を記述している。

式総会への出席率が低いという理由だけで、当該企業の連結が必要となる可能性がある。

- 提案内容は、株主構成、組織化の程度及び他の株主の将来の意図に関する情報の入手が強制される可能性を示唆しているように見えるが、そのような入手は、投資先に対して低い割合の議決権しか有しない場合には特に困難である。
- 上記について、投資先に対して低い割合の議決権（10%や 15%）しか保有しない投資者にまで連結を求めることが IASB の意図ではないとし（BC107 項）、また、議決権の過半数を単独で有する当事者がいない状況で、判断を行う際に考慮すべきいくつかの要因を示した指針を追加することとした。具体的には、次のような場合、投資者が投資先に対するパワーを有している可能性が高くなる、とする指針が追加されている（BC108 項）。
  - 投資者の議決権保有がより多い（＝絶対的な保有がより大きい）
  - 投資者の議決権保有が、他の議決権保有者との比較でより多い（＝相対的な保有がより大きい）
  - 投資者の議決権を上回るため協力行動が必要な当事者の数がより多い
- 投資者の議決権保有が少ないほど、また、投資者の議決権を上回るために協力して行動する必要のある当事者の数が少ないほど、投資者がパワーを有しているかどうかを決定するために追加的な証拠に頼る必要性が高くなるとしている。（BC109 項）
- すべての利用可能な証拠を考慮した後に、投資者がパワーを有していると結論付けるのに証拠が十分でない場合、投資者は投資先を連結すべきではないことも明確化している。支配しているという結論は、活動を指図する現在の能力を自らに与えていると結論付けるのに十分な証拠に基づいてなされる。反証がない場合に最大の議決権割合を有する株主が投資先を支配しているという推定を作り出すことではない。（BC110 項）。
- 投資先に対する議決権を当初に取得し、当該保有の規模と他の当事者の議決権保有を考慮するのみで支配の判定を行う場合、投資者がパワーを有していると結論付けるのに十分な証拠が利用可能でない場合がある可能性がある。ただし、その判定は追加的な証拠が利用可能となった時に再検討すべき。（BC111 項）。

別紙 2：関連当事者に関する Subtopic 810-10 と ED10 における指針

FAS167 により修正された Subtopic 810-10

関連当事者の影響

810-10-25-42 変動持分を有する報告企業は、VIE の主たる受益者となるかどうかを決定するため、その関連当事者により保有されている当該VIEに対する変動持分を自己の持分として取り扱わなければならない。

810-10-25-43 VIE の Subsection の目的上、**関連当事者**の用語には、Topic 850 で識別された当事者及び変動持分保有者の事実上の代理人 (de facto agent) 又は事実上の本人 (de facto principal) として行動しているその他の当事者が含まれる。以下のすべてが、報告企業の実事上の代理人になるとみなされる。

- a. 報告企業からの劣後的な財務支援なしでは営業活動の資金を調達できない者。例えば、報告企業が主たる受益者である他の VIE など。
- b. VIE の持分を出資又は借入として報告企業から受け取った者
- c. 報告企業の役員、従業員又は統治機関の構成員
- d. VIE に対する持分を報告企業の事前承認なしに売却、譲渡又は抵当権の設定を行わないことに同意している者。事前承認の権利は、当該権利がそれらの持分の売却、譲渡又は抵当権の設定を通じて、VIE に対する持分からの経済的なリスクを管理し、経済的な報奨を実現する他の当事者の能力を制限し得る場合にのみ、事実上の代理人関係を生み出す。しかしながら、事実上の代理人関係は、報告企業と当該他の当事者の双方が事前承認の権利を有し、当該権利が自発的な独立の当事者が相互に合意した条件に基づくものである場合には存在しない。
- e. 専門的なサービス提供者とその重要な顧客の一人といった関係のように密接な事業上の関係を有する者

810-10-25-44 報告企業が、自ら又はその関連当事者のいずれも 810-10-25-38A 項の特徴を有しないが、グループとしては、報告企業及びその関連当事者（前項の実事上の代理人を含む）が当該特徴を有すると結論付ける状況においては、VIE に最も密接に関連する関連当事者グループ内の当事者が主たる受益者となる。

関連当事者グループ内のどの当事者がVIEに最も密接に関連しているかの決定には判断が必要であり、以下のすべてを含む、あらゆる関連する事実と状況の分析に基づくべきである。

- a. 関連当事者グループ内の当事者間の代理人関係の存在
- b. 関連当事者グループ内の様々な当事者にとってのVIEの活動の関係と重要性
- c. VIEの予想経済的パフォーマンスに関連する変動性に対する当事者のエクスポージャー
- d. VIEのデザイン

ED10

報告企業のために行動する当事者

B12. 報告企業のために行為を行うことが多い (often) 当事者の例として、以下が挙げられる。

- (a) IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義される報告企業の関連当事者
- (b) 報告企業から寄付として企業の持分を受け取った当事者
- (c) 報告企業の事前承認なしでは企業の持分を売却、譲渡、又は抵当権の設定を行わないことに合意している当事者
- (d) 報告企業からの財務支援なしでは営業活動の資金調達ができない当事者
- (e) 報告企業と取締役会が同じである企業

別紙３：緊密な者・同意している者と例示された他の当事者の比較

連結会計基準	IFRS10
(1) 自己（自己の子会社を含む。以下(7)までについて同じ。）が議決権の100分の20以上を所有している企業	(a) 投資者の関連当事者（IAS第24号で定義）
(2) 自己の役員又は自己の役員が議決権の過半数を所有している企業	上記参照
(3) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている当該他の企業	(e) 統治機関のメンバーの過半数又は経営幹部が投資者と同じである投資先
(4) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数（過半数に満たない場合を含む。）を占めている当該他の企業	上記参照
(5) 自己が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている企業（金融機関が通常の取引として融資を行っている企業を除く。）	(d) 投資者からの劣後的な財政支援なしでは営業活動の資金を調達できない者
(6) 自己が技術援助契約等を締結しており、当該契約の終了により、事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる企業	(f) 投資者と密接な事業上の関係（専門サービスの提供者とその重要な関与先との関係など）を有する者
(7) 自己との間の営業取引契約に関し、自己に対する事業依存度が著しく大きいこと又はフランチャイズ契約等により自己に対し著しく事業上の拘束を受けることとなる企業	上記参照。
なお、上記以外の者であっても、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することに留意する必要がある。	(b) 投資先に対する持分を出資又は借入として投資者から受け取った者 (c) 投資先に対する持分を投資者の事前の承認なしに売却、譲渡又は抵当権の設定を行わないことに同意した者
また、自己と緊密な関係にあった企業であっても、その後、出資、人事、資金、技術、取引等の関係について見直しが行われ、自己の意思と同一の内容の議決権を行使するとは認められない場合には、緊密な者に該当しない。	

## 別紙4：IFRS第10号における関連する適用指針からの抜粋

## (適用指針)

- B43 関連性のある活動の指図が多数決によって決定され、投資者が他の議決権保有者又は組織化された議決権保有者のグループよりも著しく多くの議決権を保有しており、かつ、他の株式保有が広く分散している場合には、B42 項の(a)から(c) に掲げた要素を考慮することで、投資者が投資先に対するパワーを有していることが明らかな場合もある。
- B44 他の状況では、B42 項(a) から(c) に掲げた要素を考慮することで、投資者がパワーを有していないことが明らかな場合もある。

## (適用指針)

- B18 状況によっては、投資者の権利が投資先に対するパワーを得るのに十分かどうかの決定が困難な場合もある。そのような場合、パワーの評価を可能にするため、投資者は、関連性のある活動を一方的に指図する実務上の能力を有しているかどうかの証拠を検討しなければならない。投資者の権利や B19 項及び B20 項の指標とともに考慮した場合に、当該投資者の権利が投資先に対するパワーを得るのに十分なものであるという証拠を提供する可能性がある次の事項について、検討を行う(ただし、これらに限らない)。
- (a) 投資者が、契約上の権利なしに、関連性のある活動を指図する能力のある投資先の経営幹部を選任又は承認できる。
- (b) 投資者が、契約上の権利なしに、投資者のリターンに影響を与える重要な取引の開始を投資先に指図すること、又は取引の変更を拒否することができる。
- (c) 投資者が、投資先の統治機関のメンバーを選出する選任手続、又は他の議決権保有者からの委任状の獲得のいずれかを左右できる。
- (d) 投資先の経営幹部が投資者の関連当事者である(例えば、投資先の経営最高責任者と投資者の経営最高責任者が同一人物である)。
- (e) 投資先の統治機関のメンバーの過半数が、投資者の関連当事者である。
- B19 投資者が投資先と特別な関係にあるという指標が存在し、投資者が投資先に受動的な関与以上のものを有していることを示唆する場合がある。個別の指標又は指標の特定の組合せの存在は、必ずしもパワー規準が満たされていることを意味しない。しかし、投資先に対して受動的な関与以上のものを有していることは、投資者がパワーを得るのに十分な他の関連する権利を有していることを示しているか、又は投資先に対する既存のパワーの証拠を提供する可能性がある。例えば、次のことは、投資者が投資先に受動的な関与以上のものを有していることを示唆するものであり、他の権利との組合せにより、パワーを示す場合もある。
- (a) 投資先の関連性のある活動を指図する能力を有する投資先の経営幹部が、投資者の現在又は以前の従業員である。
- (b) 投資先の事業が、例えば、次のような状況で、投資者に依存している。
- (i) 投資先が、営業活動の相当部分の資金を投資者に依存している。
- (ii) 投資者が投資先の債務の相当部分を保証している。
- (iii) 投資先が重要なサービス、技術、資材又は原材料を投資者に依存している。
- (iv) 投資者が投資先の事業に不可欠な資産(例えば、特許権又は商標権)を支配している。
- (v) 投資先が、経営幹部を投資者に依存している(投資者の人材が投資先の事業について専門知識を有する場合など)。
- (c) 投資先の活動の相当部分が、投資者に関係しているか又は投資者のために行われている。
- (d) 投資先への関与から生じるリターンに対する投資者のエクスポージャー又は権利が、議決権に比べて不相応に大きい。例えば、投資者が投資先のリターンの半分を超える権利又はエクスポージャーを有しているが、投資先の議決権の過半数未満しか有していないような状況もある。
- B20 投資先への関与から生じるリターンの変動性に対する投資者のエクスポージャー又は権利が大きければ大きいほど、投資者がパワーを得るのに十分な権利を獲得しようとするインセンティブは大きい。したがって、リターンの変動性に対するエクスポージャーが大きいうことは、その投資者がパワーを有しているかもしれないという指標である。しかし、投資者のエクスポージャーの大きさのみでは、投資者が投資先に対するパワーを有しているかどうかは決まらない。
- B21 B18 項に示した要素と B19 項及び B20 項に示した指標を検討する際には、B18 項に記載したパワーの証拠の方を重視しなければならない。